

就学援助制度（新入学用品費等入学前支給）のお知らせ

能美市教育委員会

能美市では令和8年4月に能美市内の小学校・中学校に入学されるお子様の保護者の方で、経済的な理由でお困りの方（認定基準に該当する方）に入学準備に必要な学用品費（ランドセル・学生服・自転車等）の一部を援助します。

援助をご希望される方は、このお知らせをお読みのうえ申請してください。



1. 援助を受けることができる方

対象者	提出書類	書類発行元
市民税が非課税の方	令和7年1月1日以降に転入された方は同居世帯全員分の令和7年度所得課税証明書 ・R7.1.1以前に能美市に住所がある方は添付は不要です	前住所地の市役所
個人事業税、市民税、固定資産税、国民健康保険税のいずれかが減免された方	減免通知書の写し	県税事務所・市税務債権課・市保険年金課
国民年金保険料を全額または4分の3免除された方	国民年金保険料免除承認通知書の写し	日本年金機構（年金事務所）
児童扶養手当の受給者	児童扶養手当証書の写し	市子育て支援課

上記の要件に該当以外であっても経済的にお困りの方

対象者	提出書類	書類発行元
所得等による教育委員会の算定（前年中の世帯全員の所得額が教育委員会の定める基準額を下回る方）	令和7年1月1日以降に転入された方は同居世帯全員分の令和7年度所得課税証明書 ・R7.1.1以前に能美市に住所がある方は添付は不要です	前住所地の市役所

●所得基準（参考）●

家族構成(例)	3人 (父・母・子1人)	4人 (父・母・子2人)	5人 (父・母・祖父(祖母)・子2人)
世帯の総所得額(目安)	250万程度	320万程度	370万程度
世帯の総収入額(目安)	370万程度	470万程度	530万程度

※これらの金額は目安です。世帯員の年齢や構成等によって異なります。

2. 申請書類

- (1) 就学援助費受給申請書【新入学用品費等入学前支給】
- (2) 対象がわかる書類
- (3) 振込希望口座がわかる通帳等のコピー

※ (1) の申請書は各小学校または能美市教育委員会教育総務課にて令和8年1月5日からお渡しすることができますので、ご希望される方はお越しください。
(能美市ホームページでは令和8年1月5日よりダウンロードできます。)

3. 申請期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）

4. 提出先

能美市教育委員会教育総務課 または
新小学校1年生は就学予定の小学校、新中学校1年生は現在通われている小学校

5. 支給額

新小学校1年生 57,060円 新中学校1年生 63,000円

6. 審査結果・支給日

令和8年2月下旬に支給の可否の結果をご自宅へ郵送し、3月下旬に保護者の口座へ振込します。

★注意事項★

- ・今回、新入学用品費等入学前支給を申請し、認定された方が入学後に学用品費等の他の就学援助費を希望される場合は、入学後に改めて申請をする必要があります。
- ・入学前支給を受給した方は「令和8年度就学援助制度」の新入学用品費は対象となりません。
- ・受給後に能美市立以外の小中学校に入学した場合は、受給した金額を返還していただきます。
- ・申請書を提出しなかった場合でも「令和8年度の就学援助制度」に申請し、4月認定となった場合は入学後の8月に新入学用品費を受給することができます。
- ・所得等による教育委員会の算定を希望される方は、入学前支給の審査は令和6年中の所得が対象となり、令和8年4月に就学援助費の申請をされる場合は令和7年中の所得が対象となります。所得審査の対象年が異なるため、入学前支給は受給できても、学用品費等の他の援助費は受給できない場合があります。

—お問い合わせ—

能美市大成町ヌ118番地（根上総合文化会館内）

能美市教育委員会 教育総務課

電話 0761-58-2270

FAX 0761-55-8530

